

# 川口ひろし 新聞

<http://www.kawaguchi-hiroshi.net>

島本町東大寺 3-65-1 TEL.961-0413 FAX.961-0111



## 12月議会の報告

昨年の12月議会に、わたしを含めた6人の議員で、議員定数を現在の18人から16人に削減する条例の改正を提案しましたが、質疑終了後、特別委員会を設けて慎重に審議することを求める動議が提出され、可否同数で動議が可決されました。

地方自治法116条には、「可否同数のときは、議長の決するところによる」、そして第2項には、「議長は議員として議決に加わる権利を有しない」と定められています。このことは、可否同数の場合は、議長は公平・中立・大局的に可否を決すべきである、という意味です。

また、可否同数の場合は、その議案を否決すべきであるという現状維持の原則があり、可否同数になるほどに意見が伯仲しているものを、可とするならば現状と異なった方向に進むので、否としておくことによって現状を維持し、再度審議の機会をもつべきだとする考え方によるものです。

現状維持の原則を「改革をはばむものである」、「現状を肯定する消極的な考え方である」、「前向きでなく、後ろ向きである」、という批判もありますが、今回のように、「議員定数を削減すべきである」という議案と、それに対し「時間をかけて検討すべきである」という動議は両立することができない場合は、議長としては、「時間をかけて検討すべきである」という動議を可否同数で否決とし、「議員定数を削減すべきである」という議案も可否同数で否決すべきなのです。

問題を先延ばし、先送りするものだとして反対したのですが、最終的に特別委員会で審議されることになりました。町議選が行われる今年の4月から逆算して、12月議会で決することが最終リミットだと考えていたのですが、残念です。

1月13日に1回目の議員定数等検討特別委員会が開かれ、正副委員長と今後の予定が決められます。

## 行政の説明責任

昨年の3月議会に、「島本町行政の説明責任に関する基本条例の制定について」が提案されましたが、以下のような賛成の討論を行いました。

この条例は行政の説明責任についての考え方をある程度明らかにしていることにおいて評価するものですが、この基本条例をもとに、どのような実を結ぶのか、どのような花が咲くのか、見えてきません。また、どのような実を結びたいのか、どのような花を咲かせたいのかという、意思や思いが感じられないのが残念です。

行政が説明責任を果たしていくことは、そのための方法やシステムを確立していくことである、と考えています。

この基本条例が行政の説明責任を果たしていくための出発点である、という点において賛成するものですが、今後の研修などによる職員の意識改革を図る必要性と、説明責任についての具体的なものさし・標準の早期確立が必要であることを申し述べるとともに、住民と行政がともに「わかりやすさ」をキーワードに説明責任の文化・風土を育てていくことを期待し、賛成の討論とします。

昨年の11月から週に1回、阪急・水無瀬駅前朝の7時から8時30分まで、街頭演説を行っています。行政が説明責任を求められているように、議員も説明責任を厳しく求められています。

## パブリックコメント制度

昨年の11月16日、総務文教委員会の視察で愛知県三好町へ行ってきました。

三好町では、町の町民の皆さんへの説明責任を果たすとともに、皆さんに町政に参画していただき、一層開かれた町政を進めようと、平成14年12月1日からパブリックコメント制度を始めました。

これは、町の基本的な政策などの策定に当たり、あらかじめその案を公表し、制度や案について皆さんからご意見をいただき、皆さんからいただいた意見を考慮して町としての意思決定を行うものです。

Q. 制度導入の経緯、きっかけは？

A. 町長は「心の通う対話とガラス張りの町政」を基本姿勢に、行政が保有する情報は住民の皆さんとの『共有財産』であるとの認識に基づき、行政情報の積極的な公開と民意を反映した住民参加・参画によるまちづくりを推進すると政治公約。

Q. 住民の行政への参加意識の変化は？

A. 各種イベントのボランティア活動に登録・参加される住民が増加するなど、行政への参加・参画意識は高まりつつあると思われる。

Q. 制度の問題点や課題について？

A. 課題として、寄せられる意見が少ないこと。これは素案に住民の意向が概ね反映されているとの見方もあるが、実態は、まだまだ制度が浸透していないことに大きな要因があると考えられるため、一層の制度周知をする必要がある。

Q. パブリックコメント制度が「まちづくりへの住民参画に果たした役割（効果）は？

A. 制度導入前は、決定された事務事業の公表・公開であり、住民側からは「決定されたので報告します」的な認識であったように思われる。住民生活に密接な関わりのある条例、計画などについて、素案の段階で内容を公表し、寄せられた意見を参考に原案を作成する手順・手続を制度化したことによって、民意を尊重した住民参加型の行政運営に果たす役割は大きいと考える。

Q. なぜ条例でなく要綱に？

A. 修正事項が発生したら速やかに改善できるから。いずれは条例にする。

## 情報の共有から協働へ

情報の共有は、インタラクティブ(双方向的)な発信と受信のシステムを確立することにより成立します。一方的な情報の発信だけで情報を共有できず、積極的な情報の提供とともに積極的な情報を受信するシステム、例えばパブリックコメント制度の導入やタウンミーティングの実施などにより、住民と行政が情報をおたがいに共有することにより、住民と行政の協働がはじまります。

住民と行政が共感(共汗)しない限り、住民と行政の協働は成り立ちません。

## ローカル・マニフェスト推進大会

昨年の11月27日、早稲田大学でローカル・マニフェスト推進大会が行われました。

政党が政権獲得を目指して発表するパーティー・マニフェストに対し、知事や市長などの首長が選挙の際、目標値・期限・財源・ロードマップ(工程)を明らかにし、政策を住民に約束するのが、ローカル・マニフェストです。従来の「あれもやります。これもやります。」という漠然とした選挙公約ではなく、首長と住民の具体的な契約なのです。

「マニフェストは住民の見やすい公約で選挙のあり方が変わってくる」「マニフェストは有権者との契約であり、マニフェストを通して、議会・行政・住民が議論できる」と言われています。

前例踏襲の管理型の行政ではなく、有権者と約束したマニフェストを実行に移して、成果を上げていく価値創造型の行政に切り替えていく必要があります。

